隠岐の島町 マイナンバーカードの一括申請(ご案内) 来庁不要! 手続き簡単! マイナンバーカードを企業や団体等でまとめて申請できます。

隠岐の島町では、町職員が企業や団体等を訪問し、マイナンバーカードの申請を一括で受け付ける「一括申請」を実施します。顔写真は、その場で撮影しますので、準備する必要がありません。

マイナンバーカードは受付から約1カ月後の発行となり、住所地に「本人限定受取郵便」で郵送いたしますので、マイナンバーカードの受け取りのために来庁していただく必要がなく便利です。





●マイナンバーカードの活用

▷ 公的な身分証明書として

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、この1枚で済む唯一のカードです。金融機関における口座開設やパスポートの新規発給の際の本人確認、就職の際のマイナンバーの提示などに利用できます。

確定申告などの電子申告手続きにおいて、マイナンバーカードの電子証明書を利用して、 自宅のパソコンから申告することができます。

▷ 拡がる使い道

国では、2021 年 10 月(予定)から、マイナンバーカードを「健康保険証」として利用できるサービスの提供を開始します。また、今後は、マイナンバーカードと免許証の一本化など、様々な利用検討が進められています。

●一括申請の条件

- ▷ 隠岐の島町内に住民票のある申請予定者が10名程度いること ※予定者数に満たない場合は、ご相談ください。
- ▶ 申請者の取りまとめ、申請者への周知・関係書類の配布等が行えること
- ▷ 申込者側で会場、椅子、机等の備品が用意できること

【お問合わせ先】隠岐の島町役場 町民課 戸籍住民係 電話:2-8560

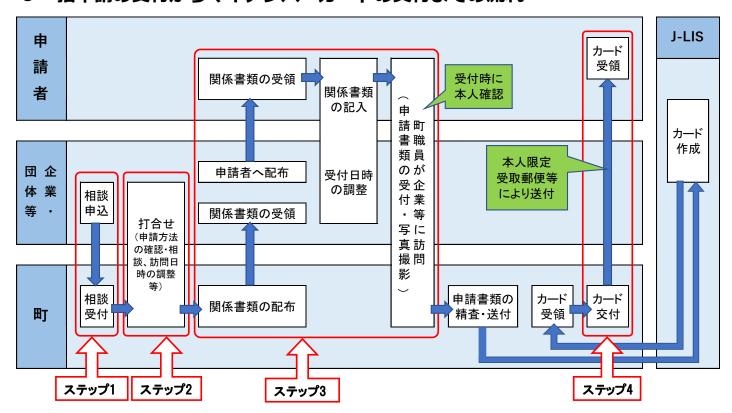
●一括申請の受付実施日

▷ 実施日:毎週火曜日・水曜日・木曜日

※祝日、3月1日~5月10日の間、及び12月29日~1月3日の間を除く

▷ 時 間:午前9時00分~午後4時30分

● 一括申請の受付からマイナンバーカードの交付までの流れ



ステップ1 町に一括申請の相談・申込

「マイナンバーカードー括申請申込書」及び「申請者名簿」を作成し、役場町民課にメール、郵送または持参等によりお申し込みください。

ステップ2 町と打合せ

申請方法の確認、訪問日時の調整等を行います。

ステップ3 申請受付

企業・団体等にお願いすること ⇒ 受付前の準備・受付当日の案内等

- ・申請者へ周知
- ・申請者へ関係書類の配布(当日は本人に持参していただきます。)
- ・受付のための部屋・机・イス等の準備(プライバシーが確保できれば事務室等でも可)
- ・受付当日、申請者の案内・誘導

申請者にご用意いただくもの ※「申請者用チラシ」をご覧ください。

ステップ 4 マイナンバーカードの受取り

申請から約1カ月後に、隠岐の島町役場から申請者の住所あてに「本人限定受取郵便」で送付いたします。